

第2次松江市自死対策推進計画

(計画期間:令和6年度~令和10年度)

概要版

第1章 計画策定にあたって(P.1~3)

【計画策定の趣旨】

自死は、その多くが追い込まれた末の死であり、自死の背景には精神保健上の問題だけでなく、様々な社会的要因があることが知られている。自死対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「誰も自死に追い込まれることのない松江の実現」を目指し、本計画を策定。

【計画の位置付け】

本計画は、「自殺対策基本法」(平成28年改正)に基づき、国の定める「自殺総合対策大綱」(令和4年10月~)の趣旨を踏まえ、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定。

【計画の数値目標】

前計画に引き続き、平成27年の自殺死亡率(※)を令和9年までに40%以上減少させた11.0以下に設定。

	【基準年】平成27年	【現状】令和4年	【目標】令和9年
自殺死亡率	18.4	14.9	11.0以下

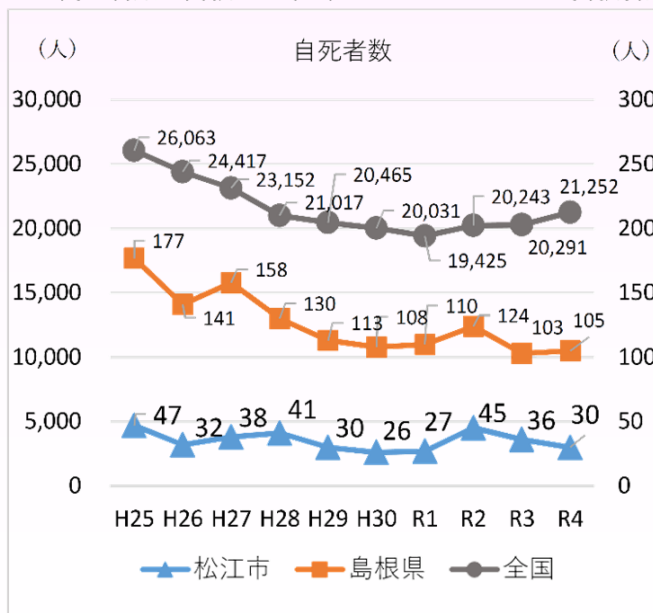
(※)自殺死亡率:人口10万人あたりの自殺者数



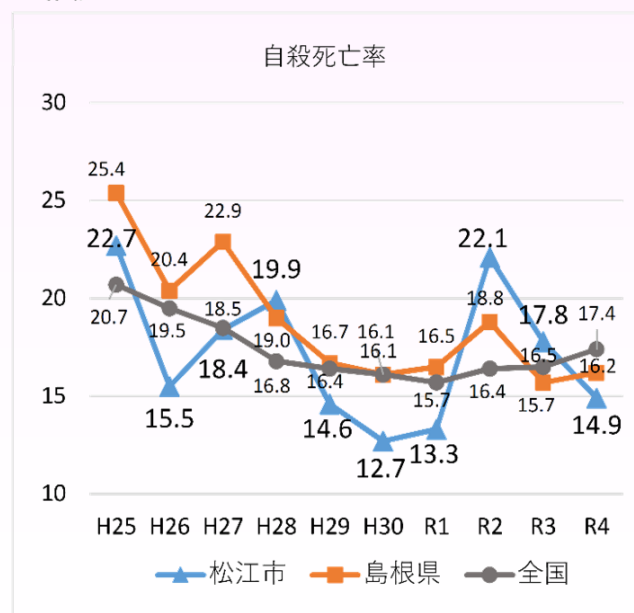
第2章 松江市の自死の現状と課題(P.4~15)

【自死の統計資料からみる松江市の現状】

自死者数と自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)の推移

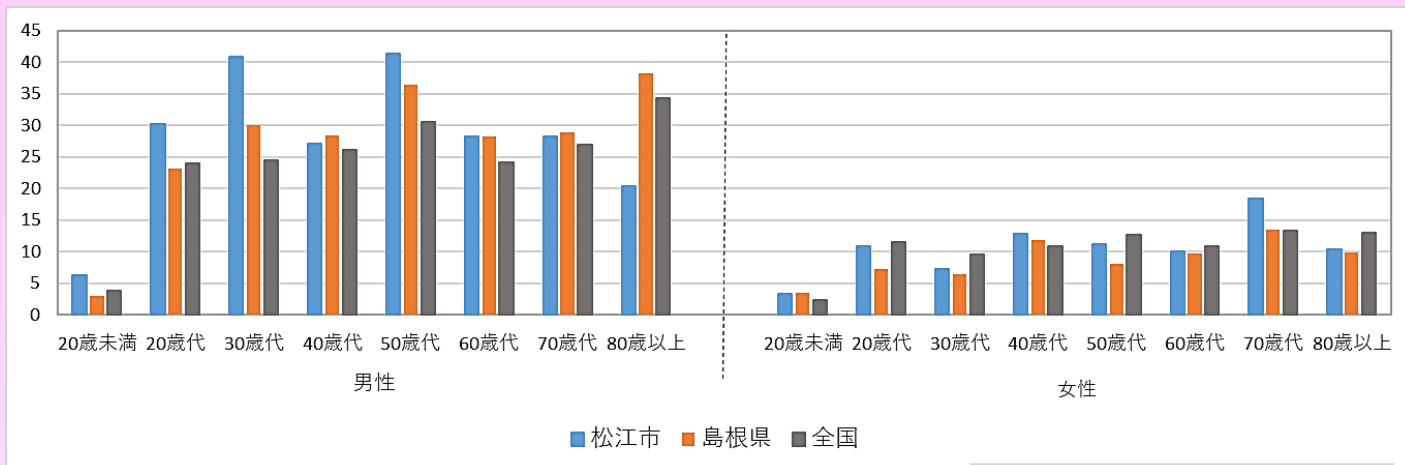


出典:人口動態統計(厚生労働省)



出典:人口動態統計(厚生労働省)を基に算出

年代別自殺死亡率の比較（平成 29 年～令和 3 年累計）



出典：地域自殺実態プロフィール 2022

【松江市の主要な課題と今後の方向性】

◆共に支える組織・地域づくり

自死対策は社会全体で取り組むことが必要です。このことから職場や学校及び地域の見守りや声かけ等の関わりを通じて、日常生活の中で困ったときには助けを求められる安心感のある組織・地域づくりを行うことが重要です。そして各種相談窓口の機能を発揮し、相談者のニーズに応じたサポートを行うために、関係機関同士が分野を越えて連携することが必要です。

◆働き盛り世代への対策

コロナ禍において、働き盛り世代(特に男性)の自死が急増しました。現在も依然高い水準が続いていることから、引き続き相談先の周知・啓発や職域でのメンタルヘルス対策を推進していくなど、関係機関と連携していくことが必要です。

◆コロナ禍による影響を踏まえた対策

全国的には女性や子ども・若者の自死が増加し、また、生活面や経済面、社会面等自死につながりかねない問題が深刻化するなど、本市においても今後の影響が懸念されます。様々な困難や不安を抱える女性への支援をしていくなど、コロナ禍による影響を踏まえた対策が必要です。



第3章 松江市の自死対策における取組み(P.16～31)

【基本方針】

基本理念

誰も自死に追い込まれることのない松江の実現を目指す

自死対策施策12本柱

- | | |
|-------------------------------|---------------------------|
| 1. 自死の実態を明らかにする | 7. 自死未遂者の再度の自死企図を防ぐ |
| 2. 一人ひとりの気づきと見守りを促す | 8. 遺された人への支援 |
| 3. 早期対応の中心的な役割を果たす人材の育成 | 9. 民間団体との連携を強化する |
| 4. こころの健康づくりを進める | 10. 子ども・若者の自死対策を推進する |
| 5. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする | 11. 勤務問題による自死対策を推進する |
| 6. 社会的な取組みで自死を防ぐ | 新 12. 女性の自死対策を推進する |

【施策ごとの取組み】

自死対策施策 12 本柱	取組み項目
1) 自死の実態を明らかにする	① 既存資料の利活用の促進 ② 自死に関する情報の提供
2) 一人ひとりの気づきと見守りを促す	① 自死はその多くが防げることの周知 ② こころの健康についての普及啓発の推進 ③ 児童・生徒の自死対策に資する教育の実施
3) 早期対応の中心的な役割を果たす人材の育成	① さまざまな分野でのゲートキーパーの養成 ② 保健師のスキルアップ ③ 教職員に対する普及啓発等
4) こころの健康づくりを進める	① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ② 地域におけるこころの健康づくり推進 ③ 学校におけるこころの健康づくり推進体制の整備 ④ こころの健康に関する各種相談窓口の周知
5) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	① 精神科医療機関等のネットワークの構築 ② こころの健康問題の早期発見 ③ 精神疾患等によるハイリスク者への支援 ④ 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備 ⑤ 災害時こころのケア対応

自死対策施策 12 本柱	取組み項目
6) 社会的な取組みで自死を防ぐ	① 庁内各課の取組みの推進
	② 地域における相談体制の充実と相談窓口情報の発信
	③ 失業者等に対する相談窓口の充実
	④ 高齢者への支援の充実 新
	⑤ 介護者への支援の充実
	⑥ ひとり親家庭に対する支援の充実等
	⑦ ひきこもりへの支援の充実
	⑧ 人と人がつながる居場所づくりの推進
7) 自死未遂者の再度の自死企図を防ぐ	① 家庭及び地域生活上の支援、相談 ② 学校、職場等での事後対応の支援
8) 遺された人への支援	① 自死遺族のための自助グループ等への支援 ② 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
9) 民間団体との連携を強化する	① 島根いのちの電話に対する支援等
	② 地域における連携体制の確立
	③ 自死遺族自助グループとの連携等
10) 子ども・若者の自死対策を推進する	① いじめを苦しめた子どもの自死の予防
	② 学生・生徒への支援充実
	③ SOSの出し方に関する教育の推進
	④ 子どもへの支援の充実
	⑤ 若者への支援の充実
11) 勤務問題による自死対策を推進する	① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
	② 長時間労働の是正
	③ 就労者への支援
	④ 就職支援
新 12) 女性の自死対策を推進する	① 妊産婦への支援の充実
	② コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援 新
	③ 困難な問題を抱える女性への支援 新

第4章 計画の推進体制(P.32)

【分析・評価】

計画の進捗状況についてはP(Plan:計画)
D(Do:実行)C(Check:評価)A(Action:
改善)方式に基づき分析・評価を行う。

【関係機関との連携】

自死対策を推進するためには、行政、各関係機関・団体などが
協働し、あらゆる立場から取組みを進める必要があるため、
関係機関・団体をつなぎ、顔の見える関係をつくる。

「第2次松江市自死対策推進計画」(計画期間:令和6年度~令和10年度) 概要版
令和6年3月発行 松江市健康福祉部健康推進課 (0852-60-8162)
〒690-0045 島根県松江市乃白町32-2保健福祉総合センター内



いのち
支える